

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険資格・給付・保健事業関係事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

魚津市は、国民健康保険資格・給付・保健事業関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山県魚津市長

公表日

令和7年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付・保健事業関係事務
②事務の概要	国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の資格管理を行うとともに、対象者の保険給付や保健事業等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを使用する事務 ①被保険者の資格管理事務 ②保険給付事務 ③保健事業事務 ④オンライン資格確認
③システムの名称	宛名管理システム、国民健康保険システム、KDBシステム、統合宛名（連携）システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・給付・保健事業関係事務特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表（44の項） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（第24条） ＜オンライン資格確認業務＞ 上記のほか、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項） [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （69の項、70の項、71の項） [オンライン資格確認業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県魚津市総務課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 電話:0765-23-1019 FAX:0765-23-1051
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	同上
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けることを基本とし、記載されたマイナンバーの真正性を確認しており、申請者からマイナンバーの提供を受けることができない場合は、氏名、住所、生年月日、性別の4情報で照会している。併せて複数人で確認を行うようにしているので、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	下記研修を実施し、職員の教育・啓発に力を入れていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人情報保護法のガイドラインに基づく安全管理措置についての研修 ・情報セキュリティ研修	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	国民健康保険資格・給付関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり	国民健康保険資格・給付・保健事業関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり	事後	
平成27年12月25日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険資格・給付関係事務特定個人情報ファイル	国民健康保険資格・給付・保健事業関係事務特定個人情報ファイル	事後	
平成29年1月12日	I 5. ②所属長	矢田 厚子	窪田 昌之	事後	
平成29年12月28日	I 1. ③システムの名称	宛名管理システム、国民健康保険システム、KDBシステム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、情報集約システム	宛名管理システム、国民健康保険システム、KDBシステム、統合宛名（連携）システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、情報集約システム	事後	
平成29年12月28日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一（30の項）	番号法第9条第1項 別表第一（30の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（第24条）	事後	
平成29年12月28日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項 [別表第二における情報照会の根拠] 42の項、43の項	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2） （30の項に係る主務省令未制定） [情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成31年3月25日	I 5. ②所属長	窪田 昌之	市民課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	IV 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事前	
令和4年2月18日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2) (30の項に係る主務省令未制定) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2) (30の項に係る主務省令未制定) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和4年3月22日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の資格管理を行うとともに、対象者の保険給付や保健事業等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを使用する事務 ①被保険者の資格管理事務 ②保険給付事務 ③保健事業事務	国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の資格管理を行うとともに、対象者の保険給付や保健事業等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを使用する事務 ①被保険者の資格管理事務 ②保険給付事務 ③保健事業事務 ④オンライン資格確認	事後	
令和4年3月22日	I 1. ③システムの名称	宛名管理システム、国民健康保険システム、KDBシステム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、情報集約システム	宛名管理システム、国民健康保険システム、KDBシステム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、国保総合システム、特定健診等データ管理システム、情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月22日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第24条)	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第24条) <オンライン資格確認の準備業務> 上記のほか、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年3月22日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2) (30の項に係る主務省令未制定) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2) (30の項に係る主務省令未制定) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 [オンライン資格確認の準備業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月27日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2)(30の項に係る主務省令未制定) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 [オンライン資格確認の準備業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3)(30の項に係る主務省令未制定) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 [オンライン資格確認の準備業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年1月17日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第24条) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 上記のほか、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表(44の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第24条) ＜オンライン資格確認業務＞ 上記のほか、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3)(30の項に係る主務省令未制定) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 42の項、43の項、44の項、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 [オンライン資格確認の準備業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項) [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (69の項、70の項、71の項) [オンライン資格確認業務] ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年1月17日	IV 7. 人手を介在させる作業		新規項目につき記載	事後	様式変更
令和7年1月17日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規項目につき記載	事後	様式変更